

6月の支出(図書、備品、慶弔、飲食除く)

93,334円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(月刊武松用紙代、インク代)	26,922円
交通費(駐車場、燃料代)	8,217円
雑費(会場費)	700円
通信費(折込代、携帯電話代)	57,495円
支出計 24/6/1~24/6/30	93,334円

市政を考える 月刊武松

発行日
24/7/1

第220号

19400部発行

たけまつ ただし
頒布責任者：武松 忠(市議会議員)

懸案事業は早くも見直し進む 6月定例会での事業見直しについて

6月の小田原市議会定例会で明らかとなった事業見直し等を説明します。

■総合計画

現在、基本構想、実行計画 等 どこまでの範囲まで見直すか検討中

■組織機構・人事異動

- ・政策監 廃止
小田原市政策監の設置等に関する条例を廃止する条例が議決
- ・統括監、統括技監(部長級) 廃止
他部署との調整役として部長級としたが廃止
- ・7月1日人事異動
守屋市長が、4月の人事異動を改め、市長選後の7月人事異動としたもの。7月の人事異動は今後実施しないとのこと。

■ゼロカーボンデジタルタウン 見直し

少年院跡地に構想していたゼロカーボンデジタルタウンは、事業見直し(白紙)とする。跡地は、活用方法を再検討するとし、所有者の財務省に連絡済み。

検討組織は、企画部内の未来創造・若者課とデジタルイノベーション課、ゼロカーボン・デジタルタウン推進課を政策調整課として統合し、担当部長を配置する。

■おだわらイノベーションラボ

様々なノウハウを有する企業や柔軟な発想やアイデア、視点を持つ若者や女性など、多様な主体が集い交流することにより、新たなまちづくりにつなげることを目的とした公民連携、若者・女性活躍の拠点として、2021年7月1日に「おだわらイノベーションラボ」をミナカ小田原(小田原新城下町2階)に開設。

・当面、イベントがあるため6月末までの契約を延長する。今後は、費用対効果を見極め検討する。

■健康増進拠点

第2期小田原市健康増進計画の重点施策の1つに、「市民の健康増進の環境づくり」を新たに掲げ、その一環として誰もが健康増進に取り組める健康増進拠点の検討を行ってきた。

- ・2023年度に健康増進拠点基本構想策定に着手。
- ・2023年12月に小田原市健康増進拠点基本構想案として、機能イメージやコンセプト、実践の場となる健康増進拠点を中心とした運動習慣の定着、医療との連携など、地域の健康増進のさらなる充実を目指す新たな健康づくりの仕組みについて厚生文教常任委員会で報告。
- ・2024年2月に基本構想案を公開し、意見聴取。
- ・2024年4月には事業者対話を実施。事業枠組みや参入可能性等についての状況把握を行うなど、市民、事業者の両面からの状況把握を実施した。2023年12月に示した基本構想の大きな方向性に、その後の基本構想策定支援業務委託の成果、市民意見、そして事業者対話結果を加え、基本構想の確定版とすることを目指してきた。

今後については、新たな市政の方針を踏まえ、あらためて調整していく。

6月定例会で加藤市長は、「施設の新設は行わない。」と答弁

■旧小田原箱根商工会議所商工会館の寄贈

6月一般質問に対し加藤市長は、市が寄贈を受けた場合、高額な修繕費や毎年の維持修繕費を新たに要するため、市が所有すべきではない。と答弁。

■鬼柳・桑原地区工業団地

西側区域は、「メダカ保護区」として水田を保全できるように、庁内でしっかりと地域のあるべき姿を議論し、市としての考えをまとめる。

第8回線引き見直し原案に西側区域は、引き続き、保留区域に位置付ける。裏面に続く

線引き見直しについて

都市計画の線引き見直しについて説明します。

■線引き見直しの概要

線引き見直しは、概ね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域の将来都市像や都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分の見直しなどを行うもので、都市計画の根幹をなすものである。

■本市における第8回線引き見直しの概要

(1)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

小田原市の人口フレームは、約18.9万人(2020年)が、16.3万人(2035年)と約2.6万人減となる見込み。

- ・基本的基準に示された「都市計画の目標」や「区域区分の方針」、「主要な都市計画の決定の方針」などを踏まえ、本市の都市計画マスタープランや立地適正化計画などの諸計画との整合を図りながら記載内容を見直す。
- ・県の統一的な方針により、災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とする方針などを位置付ける。

(2)区域区分

ア 区域界の軽微な変更(事務的変更)

道路や河川といった地形・地物を市街化区域と市街化調整区域の境界(区域界)としている箇所において、道路整備や河川改修等により、地形地物に変更された場合や計画図の是正を行う必要がある箇所について、区域界の変更を行う。(中村原地区ほか3箇所)

イ 市街化区域から市街化調整区域への編入(逆線引き)

市街化調整区域に接しており、現に都市的土地利用がされておらず計画的な市街地整備の見通しがなく、当分の間営農が継続されるという区域区分の基準に合致し、地権者からの要望を受けている地区について、市街化調整区域への編入を行う。(板橋地区ほか2箇所)

(3)保留区域の位置付け

工業系の保留区域は、工業出荷額など、産業の動向に基づき設定されており、県においても産業用地を確保し産業活性化を図る意向があることから、第7回線引き見直しにて、一般保留区域に位置付けた鬼柳・桑原地区については、引き続き、保留区域に位置付ける。(市街化を見送り)

(4)都市再開発の方針

ア 一号市街地

一号市街地は、既成市街地のうち、計画的な再開発が必要な地区を定めるものであり、「小田原駅周辺地区」や「鴨宮駅周辺地区」など5地区を位置付けている。(小田原・鴨宮・国府津・富水・栢山の駅周辺)

このうち、「小田原駅周辺地区」については、小田原駅西口地区において、広場機能の拡充と市街地再開発との一体的な整備が検討されており、隣接する周辺地区においても広域中心拠点としての機能強化や魅力ある市街地形成、道路や公園等の基盤整備による防災性の向上などに取り組む必要がある。

また、少年院跡地については、今後、大規模な土地利用転換が想定されることから、これらの地区を含めた区域に拡大する。

→ 跡地見直しと署名等により拡大指定取りやめ

(5)住宅市街地の開発整備の方針 省略

■第8回線引き見直しのスケジュール(予定)

2024年6月末頃

県に小田原都市計画(市原案)の申出

2024年8月頃

小田原都市計画(県素案)の確定

2024年9月頃～

都市計画手続き

2025年8月頃

都市計画審議会へ付議(市決定案件※について)

都市計画審議会へ諮問(県決定案件について)

2025年11月頃

都市計画変更告示

※ 区域区分の見直し(事務的変更、逆線引き)に伴い必要に応じて、用途地域、高度地区、などを変更する。

■お知らせ■

7月、8月の議会報告会は、都合により中止します。
8月の月刊武松発行、配布は都合により中止します。



公式HP
月刊武松パナパナ他



X(twitter)
防災・感染症情報



facebook
日々の情報など



小田原市令和6年度
当初予算の概要

